

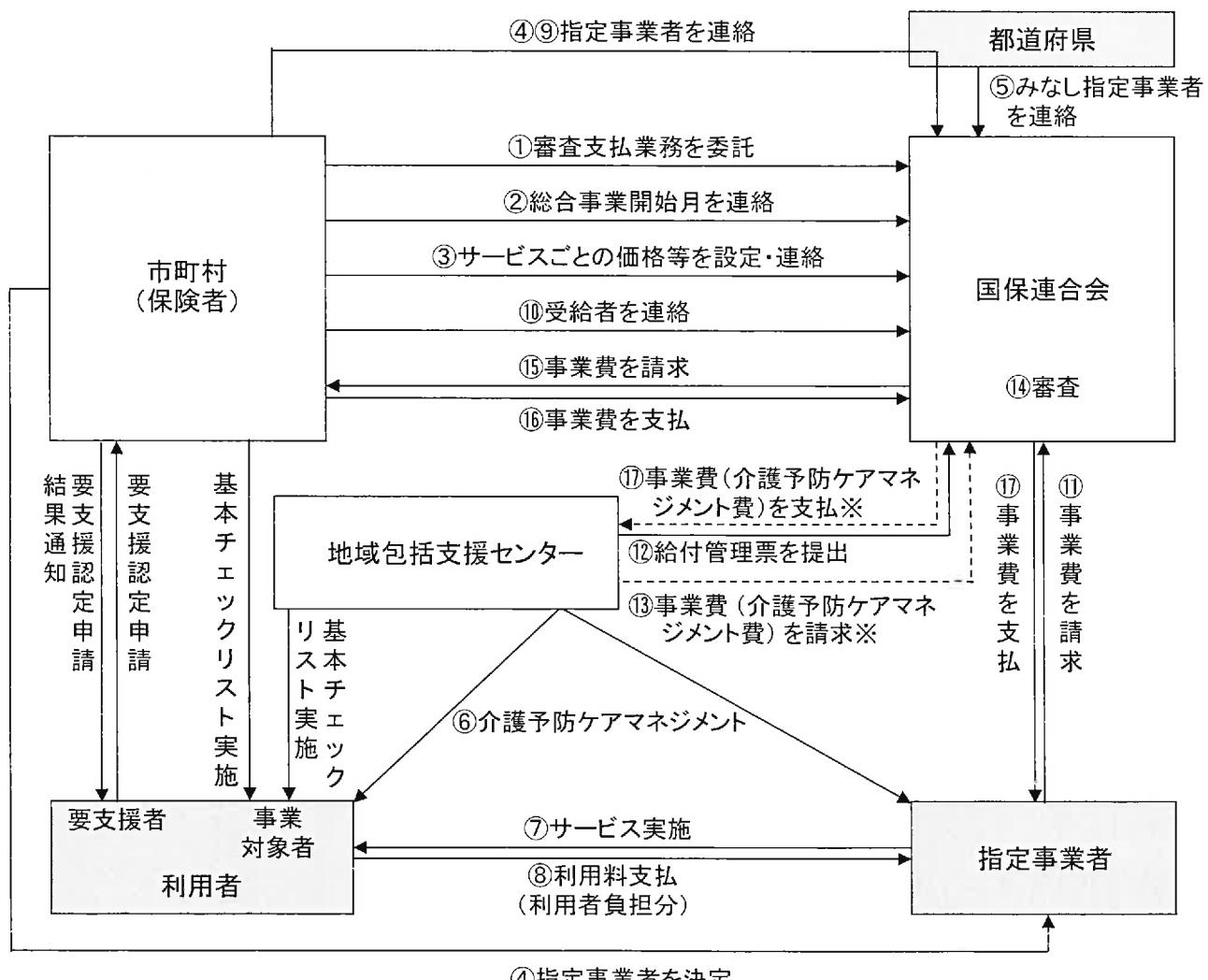
国保連合会へ審査支払業務を委託した場合の 介護予防・日常生活支援総合事業の事務処理の流れについて

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の審査支払の国保連合会の活用

- ・ 総合事業においても、市町村の審査支払に関する事務が軽減できるよう、現行の給付と同様、国保連合会の審査支払を活用することができるよう規定を設けている。(法第115条の45の3)
- ・ 国保連システムにおいては、事業者に対してその人数にかかわりなく包括的に支払うこととなっているものや複数の月にまたがった支払によるものは対応できないことから、給付と同様、①利用者ごとの②利用状況に応じて支払われる費用の支払決定に係る審査及び支払※のみ国保連合会の業務として市町村の委託を受けることとなっており、総合事業においては、指定事業者によるサービスの場合に活用可能である。
※1回のサービスごとに報酬が定められているか、月ごとに包括報酬が定められているもの
- ・ なお、国保連合会において給付管理の審査を行う場合には、給付管理票を作成する必要がある。

2. 国保連合会へ審査支払業務を委託した場合の介護予防・日常生活支援総合事業の事務処理の流れ

(1) 利用者が事業のみを利用する場合



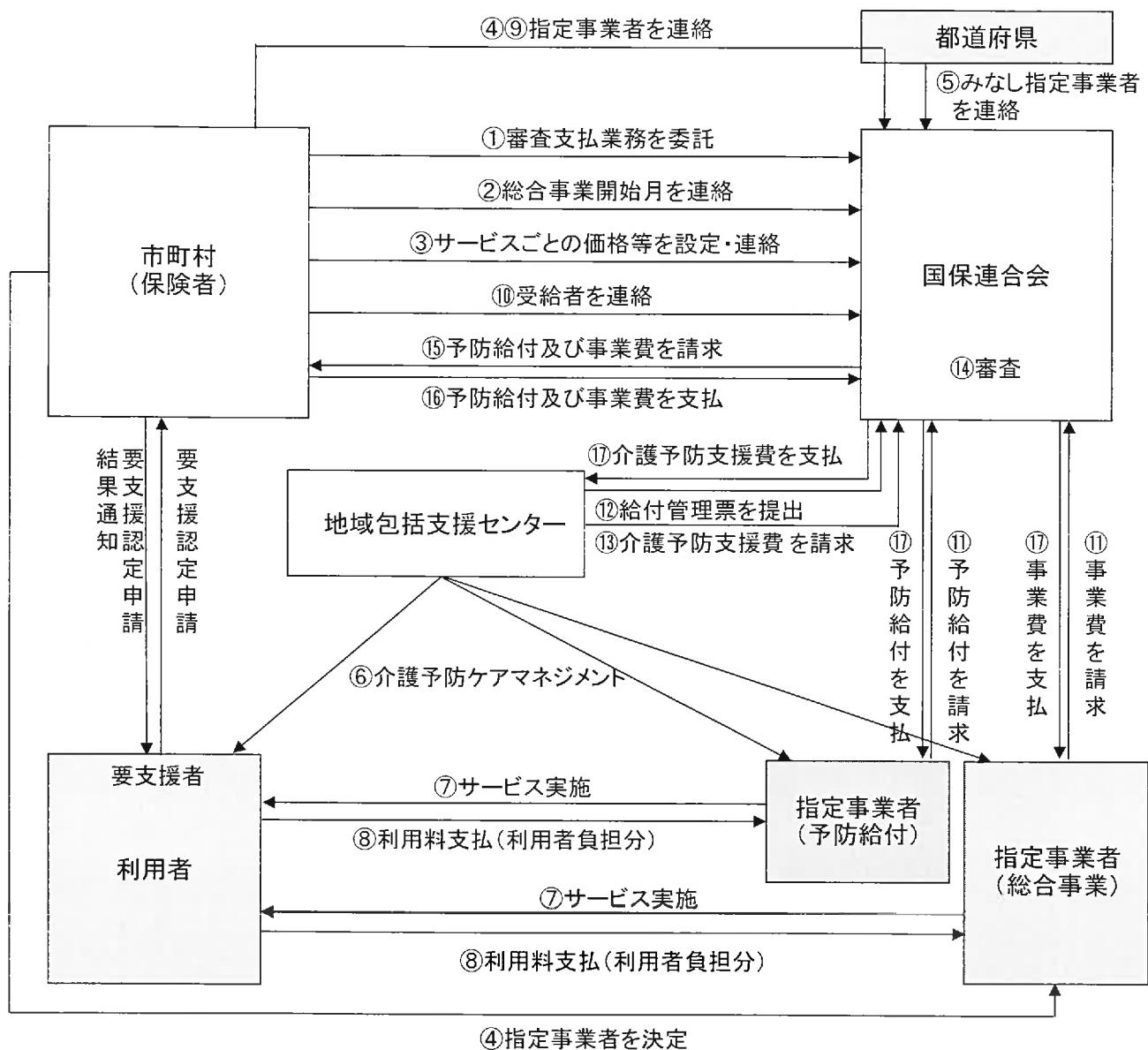
①～⑪は前頁の図に対応している。総合事業で新たに対応する必要がある項目は★印にて示す。

分類	No	事務処理内容
事前準備	①★	審査支払業務を委託 市町村が、国保連合会と委託書を締結し、国保連合会へ総合事業の審査支払業務を委託する。
	②★	総合事業開始月を連絡 市町村が、国保連合会へ「保険者異動連絡票情報」を送付する。総合事業開始年月、介護予防訪問介護・介護予防通所介護終了年月及びみなし指定の有効期間を設定する。
	③★	サービスごとの価格等を設定・連絡 市町村が、国保連合会へ「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」を送付する。 国保連合会で審査支払を行うサービス種類は、介護予防・生活支援サービス(訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス及び介護予防ケアマネジメント)であり、一般介護予防事業は対象外となる。 ※国保連合会で審査支払をしないサービスについては送付する必要はない。
	④★	指定事業者を決定・連絡 市町村が、指定事業者を決定し、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付する。
	⑤★	みなし指定事業者を連絡 都道府県が、国保連合会へみなし指定事業者(※)分の「事業所異動連絡票情報」を送付する。 ※平成27年3月31日時点で、介護予防訪問介護・介護予防通所介護・介護予防支援の指定を受けている事業所を総合事業の指定を受けたものとして、「事業所異動連絡票情報」を送付する。
サービス提供月前月	⑥	介護予防ケアマネジメント 地域包括支援センターは、利用者・事業者と調整して、介護予防ケアマネジメントを行う。
サービス提供月	⑦	サービス実施 事業者が利用者へサービス実施。
	⑧	利用料支払 (利用者負担分) 利用者は事業者へ利用料を支払う(利用者負担分)。
サービス提供月翌月	月初	⑨ 指定事業者を連絡 事業所情報に異動があった場合に、市町村が、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付。
		⑩ 受給者を連絡 受給者情報に異動があった場合に、市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付。 ※要支援者及び事業対象者の情報を送付する。 ※要支援者については、従来、送付されている「受給者異動連絡票情報」の情報を活用するため、総合事業開始時に新たに送付する必要はない。
	10日まで	⑪ 事業費を請求 事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、事業費を請求する。
		⑫ 給付管理票を提出 地域包括支援センターは国保連合会へ給付管理票を提出する。 ※給付管理の審査を行う場合は給付管理票の提出が必要。行わない場合は提出は不要。
		⑬ 事業費(介護予防ケアマネジメント費)を請求 請求明細書(介護予防ケアマネジメント費)を提出する。 ※介護予防ケアマネジメント費の審査支払を国保連合会に委託しない場合は請求は不要。
	15	⑭ 審査 国保連合会は審査を行う
	20日まで	⑮ 事業費を請求 国保連合会は市町村へ事業費及び審査支払手数料を請求する。
	25日まで	⑯ 事業費を支払 市町村は国保連合会へ事業費及び審査支払手数料を支払う。
	月末まで	⑰ 事業費を支払 国保連合会は事業者へ事業費を支払う。

<留意事項>

- 1 市町村は、利用者、地域包括支援センター及び事業者へ介護予防・日常生活支援総合事業のサービス内容、サービスコード、単位数、利用者負担等を十分に周知すること。
- 2 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

(2) 利用者が予防給付と事業を利用する場合



①～⑪は前頁の図に対応している。総合事業で新たに対応する必要がある項目は★印にて示す。

分類	No	事務処理内容
事前準備	① ★	審査支払業務を委託
	② ★	総合事業開始月を連絡
	③ ★	サービスごとの価格等を設定・連絡
	④ ★	指定事業者を決定・連絡
	⑤ ★	みなし指定事業者を連絡
サービス提供月前月	⑥	介護予防ケアマネジメント 地域包括支援センターは、利用者・事業者と調整して、介護予防ケアマネジメントを行う。
サービス提供月	⑦	サービス実施 事業者が利用者へサービス実施。
	⑧	利用料支払 (利用者負担分) 利用者は事業者へ利用料を支払う(利用者負担分)。
提供サービス翌月	月初	⑨ 指定事業者を連絡 事業所情報に異動があった場合に、市町村が、都道府県経由で、国保連合会へ「事業所異動連絡票情報」を送付。
		⑩ 受給者を連絡 受給者情報に異動があった場合に、市町村が「受給者異動連絡票情報」を国保連合会へ送付。 ※要支援者については、従来、送付されている「受給者異動連絡票情報」の情報を活用するため、総合事業開始時に新たに送付する必要はない。
	10日まで	⑪ 予防給付及び事業費を請求 事業者は国保連合会へ請求明細書を提出して、予防給付及び事業費を請求する。
		⑫ 給付管理票を提出 地域包括支援センターは国保連合会へ給付管理票を提出する。
		⑬ 介護予防支援費を請求 請求明細書(介護予防支援費)を提出する。
	↓	⑭ 審査 国保連合会は審査を行う
	20日まで	⑮ 予防給付及び事業費を請求 国保連合会は市町村へ予防給付、事業費及び審査支払手数料を請求する。
提供サービス翌々月	25日まで	⑯ 予防給付及び事業費を支払 市町村は国保連合会へ予防給付、事業費及び審査支払手数料を支払う。
	月末まで	⑰ 予防給付及び事業費を支払 国保連合会は事業者へ予防給付及び事業費を支払う。

<留意事項>

- 1 市町村は、利用者、地域包括支援センター及び事業者へ介護予防・日常生活支援総合事業のサービス内容、サービスコード、単位数、利用者負担等を十分に周知すること。
- 2 「市町村」と記載がある箇所は、広域連合及び政令市の場合は「保険者」と読み替える。

3. 市町村が国保連合会へ委託できる業務の範囲

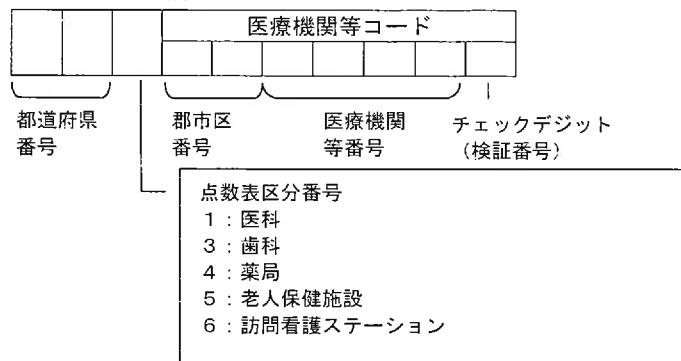
内容		委託の 判断	審査事項
審査支払業務 (※1)	訪問型サービス	<input type="radio"/> 委託できる <input type="checkbox"/> 例外的に委託できる <input type="checkbox"/> 委託できない	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施方法が「事業者指定」の場合は委託できる。 その他の場合は、市町村の判断で例外的に委託できる。 訪問型サービスについて委託する場合、サービス種類コードはA1~A4のいずれかを設定する。(※2) 通所型サービスについて委託する場合、サービス種類コードはA5~A8のいずれかを設定する。(※2) 生活支援サービスについて委託する場合、サービス種類コードはA9~AEのいずれかを設定する。(※2)
	通所型サービス		<p>平成 29 年 5 月審査分より、介護予防ケアマネジメント費の地域包括支援センターへの委託払いに当たり、国保連合会を経由した支払いが可能となる</p> <p>平成 29 年 1 月 17 日 介護保険最新情報 Vol.579</p>
	生活支援サービス		
	ケアマネジメント		<p>△ 例外的に委託できる</p> <p>事業のみを利用する利用者の介護予防ケアマネジメント費は地域包括支援センターの委託料とともに市町村が支払うのが基本であり、国保連合会を経由した支払は例外。なお、支払を行う可能性がある、要支援認定を受け、事業のみを利用する場合も国保連合会は介護予防ケアマネジメント費と給付管理票の突合審査は行わないことに留意。</p> <p>委託する場合、サービス種類コードはAFを設定する。(※2)</p> <p>一部の国保連合会で行われている、介護予防サービス計画給付費に関する居宅介護支援事業所への委託料を直接国保連合会が支払う仕組み(原案作成委託料支払処理)は想定されない。</p>
	一般介護予防事業		<p>× 委託できない</p> <p>一般介護予防事業については委託できない。</p>
	介護予防ケアマネジメントにかかる財政調整		<p>○ 全市町村が必ず委託</p> <p>事務の流れについては、資料 II-2 「住所地特例に係る事務の見直しの概要について」7ページを参照。</p>
	保険者事務共同処理業務		<p>× 委託できない</p> <p>保険者事務共同処理業務は各市町村で対応するものであるため、委託できない。</p>
	苦情処理業務		<p>○ 連合会が実施</p> <p>事業の実施方法が「事業者指定」の場合は連合会が苦情処理の対応を行う。</p> <p>サービス利用に当たって苦情等が生じた時は、今の予防給付と同様、サービス提供者自身の対応はもちろん、介護予防ケアマネジメントをする地域包括支援センター等や市町村、国保連合会においても、必要に応じ、相談に対応する。</p>
	適正化業務		<p>-</p> <p>適正化の対象として想定されない。</p>

※1 『介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン』において典型例として整理したもの

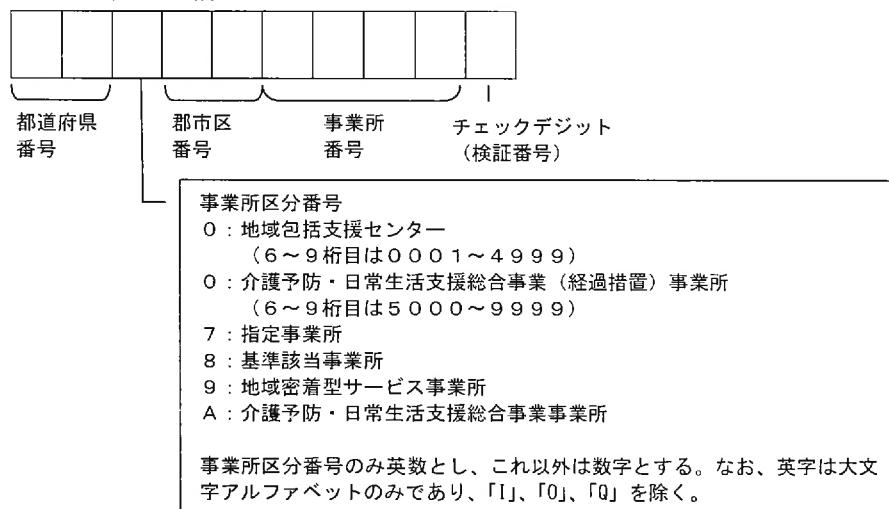
※2 資料 II-3 「介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について」を参照

介護予防・日常生活支援総合事業における事業所番号の考え方について

医療機関等コードの構成



介護保険事業所番号の構成



チェックデジットの考え方 (モジュラス 10 ウェイト 2-1 分割方式)

都道府県番号から事業所番号の9桁を使用して、モジュラス 10 ウェイト 2-1 分割方式を独自に拡張した方式により設定される。

モジュラス 10 ウェイト 2-1 分割方式

チェックデジットは、モジュラス 10 ウェイト 2-1 分割方式を独自に拡張したものとする。具体的には英字は数字に読み替え、A = 10、B = 11、C = 12、…、Z = 32 とし、チェックデジットを除いた部分の右端桁から、交互に 2 1 2 1 の繰り返しで重みを付け各桁の積を加算する。積が 2 桁になる場合は独立の桁の数字に扱う。その和を 10 で割り、余りを 10 から引いた残りをチェックデジットとする。

計算例) チェックデジットを除いた9桁を「11A223267」とした場合

$$\begin{array}{ccccccccc}
 1 & 1 & A & 2 & 2 & 3 & 2 & 6 & 7 \\
 \times & \times \\
 2 & 1 & 2 & 1 & 2 & 1 & 2 & 1 & 2
 \end{array}$$

$$2 + 1 + (2 + 0) + 2 + 4 + 3 + 4 + 6 + (1 + 4) = 29$$

$$\begin{aligned}
 29 \div 10 &= 2 \cdots 9 \\
 10 - 9 &= 1 \cdots \text{チェックデジット}
 \end{aligned}$$

指定等を受けた事業所又は施設は、介護給付費請求のために当該事業所等を識別するための番号（介護保険事業所番号）が設定される。このとき、同一法人が同一所在地において複数の事業所としての指定を受ける場合には、特例として同一番号を使用できる。

介護保険事業所番号の設定方法は、以下の考え方に基づいて付番される。

介護保険事業所番号の設定方法

付番の考え方	具体的なケース	事業所番号の取扱い方針
①医療機関等コードを有する者が介護保険事業所となる場合は、当該医療機関等コードをもって、介護保険事業所番号とする。	①-1 既に医療機関としての番号を有している者が、同一所在地内において介護保険事業所としての指定を受ける場合	当該医療機関等コードをそのまま使用する。
	①-2 新たに健康保険法による指定を受け、同時に介護保険事業所の指定を受ける場合	医療機関等コードをそのまま使用して付番する。
	①-3 新たに介護老人保健施設として開設許可を受ける場合	医療機関等コードにおける点数表区分「5：老人保健施設」を用いて付番する。
	①-4 新たに訪問看護ステーションとして指定を受ける場合	健康保険法の指定があったものとみなされるため、医療機関等コードにおける点数表区分「6：訪問看護ステーション」を用いて付番する。
②①以外の者が介護保険事業所となる場合は、事業所区分「7」を用いて付番する。	②-1 介護保険事業所番号を付番されている者が、同一所在地内において他の事業所の指定を受ける場合	最初に指定を受けた際の番号をそのまま使用し、原則として新たな番号の付番は行わない。ただし、事業所が別の番号の付番を求める場合は、付番して差し支えない。
	②-2 介護保険事業所番号を付番されている者が、訪問看護等の医療系サービスについて指定を受ける場合	介護保険事業所番号に加えて医療機関等コードを用いて付番する。この場合、事業所が既存番号の変更の申し出をしない限り、複数の事業所番号を有することとなる。
③基準該当事業所として市町村の登録を受ける場合は、基準該当事業所であるという識別の意味で事業所区分「8」を用いて付番する。	③-1 基準該当事業所番号を付番されている者が、当該事業以外の事業について基準該当事業の登録を受ける場合	最初に登録を受けた際の番号をそのまま使用し、新たな番号の付番は行わない。
	③-2 基準該当事業所番号を付番されている者が、当該事業について指定事業所として指定を受ける場合	当該基準該当事業所番号を廃止し、新たに指定事業所番号を付番する。
	③-3 当該基準該当事業所番号を付番する。この場合、複数の事業所番号を有することとなる。	当該基準該当事業所番号に加えて指定事業所番号を付番する。この場合、複数の事業所番号を有することとなる。
	③-4 複数の市町村から基準該当事業所としての登録を受ける場合	最初に基準該当事業所として登録を受けた際の番号を使用し、市町村ごとの付番は行わない。

付番の考え方	具体的なケース	事業所番号の取扱い方針
④地域密着型サービス事業所となる場合は、事業所区分「9」を用いて付番する。	④-1 既に指定事業所又は基準該当事業所として指定事業所番号又は基準該当事業所番号を付番されている者が、地域密着型サービスの提供事業所として新たに指定を受ける場合	新たに地域密着型事業所として付番する。この場合、複数の事業所番号を有することとなる。
	④-2 地域密着型事業所番号を付番されている者が、当該サービス以外の地域密着型事業について地域密着型事業所の指定を受ける場合	最初に指定を受けた際の地域密着型事業所番号をそのまま使用し、新たな番号の付番は行わない。
	④-3 複数市町村の地域密着型サービスを行う事業所への付番を受ける場合	最初に地域密着型サービス事業所として指定され、指定を受けた際の番号を使用し、市町村ごとの新たな付番は行わない。
	④-4 みなし指定となる地域密着型サービスを行う事業所として付番を受ける場合	経過措置として現行の事業所番号をそのまま使用し、新たな付番は行わない。
⑤介護支援事業所（地域包括支援センター）となる場合は、事業所区分「0」を用いて付番する。 6～9桁目は0001～4999を使用する。	⑤-1 既に指定事業所又は基準該当事業所として指定事業所番号又は基準該当事業所番号を付番されている者が、介護支援事業の提供事業所として新たに指定を受ける場合	新たに介護支援事業所として付番する。この場合、複数の事業所番号を有することとなる。
	⑤-2 複数市町村の介護支援サービスを行う事業所として付番を受ける場合	最初に介護支援事業所として指定され、指定を受けた際の番号を使用し、市町村ごとの新たな付番は行わない。
⑥介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）事業所となる場合は、事業所区分「0」を用いて付番する。 6～9桁目は5000～9999を使用する。	⑥-1 既に指定事業所又は基準該当事業所として指定事業所番号又は基準該当事業所番号を付番されている者が、新たに介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）の提供事業所になる場合	最初に指定を受けた際の番号をそのまま使用し、原則として新たな番号の付番は行わない。ただし、事業所が別の番号の付番を求める場合は、付番して差し支えない。
	⑥-2 複数市町村のサービスを行う事業所として付番を受ける場合	最初に付番された番号をそのまま使用し、市町村ごとの新たな付番は行わない。
⑦介護予防・日常生活支援総合事業事業所となる場合は、事業所区分「A」を用いて付番する。	⑦-1 既に指定事業所又は基準該当事業所として指定事業所番号又は基準該当事業所番号を付番されている者が、新たに介護予防・日常生活支援総合事業の提供事業所になる場合	最初に指定を受けた際の番号をそのまま使用し、原則として新たな番号の付番は行かない。ただし、事業所が別の番号の付番を求める場合は、付番して差し支えない。
	⑦-2 複数市町村のサービスを行う事業所として付番を受ける場合	最初に付番された番号をそのまま使用し、市町村ごとの新たな付番は行わない。
	⑦-3 みなし指定を受けて介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを行う事業所になる場合	現行の事業所番号をそのまま使用し、新たな付番は行わない。

介護予防・日常生活支援総合事業における請求明細書と給付管理票の提出パターン

II-資料8

(1) 総合事業サービスを利用する場合の給付管理票及び介護予防支援費／介護予防ケアマネジメント費の作成

No	利用者	利用サービス				給付管理票の提出	給付管理票に記載するサービス	介護予防支援費／介護予防ケアマネジメント費
		介護予防給付 限度額管理対象	総合事業 限度額管理対象外	介護予防給付 限度額管理対象	総合事業 限度額管理対象外			
1	要支援者	○	—	—	—	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(*1)	介護予防支援費
2		○	○	—	—	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(*1)	介護予防支援費
3		○	—	○	—	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(*1) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防支援費
4		○	—	—	○	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(*1)	介護予防支援費
5		○	○	○	—	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(*1) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防支援費
6		○	○	—	○	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(*1)	介護予防支援費
7		○	—	○	○	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(*1) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防支援費
8		○	○	○	○	要	介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスのうち限度額管理対象サービス(*1) 総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防支援費
9		—	○	—	—	不要	—	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求) (例外的に国保連への委託も可能)
10		—	○	○	—	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求) (例外的に国保連への委託も可能)
11		—	○	—	○	不要	—	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求) (例外的に国保連への委託も可能)
12		—	○	○	○	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求) (例外的に国保連への委託も可能)
13		—	—	○	—	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求) (例外的に国保連への委託も可能)
14		—	—	○	○	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求) (例外的に国保連への委託も可能)
15		—	—	—	○	不要	—	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求) (例外的に国保連への委託も可能)
16		—	—	—	—	不要	—	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求) (例外的に国保連への委託も可能)
17	事業対象者	—	—	○	—	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求)
18		—	—	—	○	不要	—	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求)
19		—	—	○	○	要	総合事業サービスのうち限度額管理対象サービス(*2)	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求)
20		—	—	—	—	不要	—	介護予防ケアマネジメント費 (保険者へ請求)

(*)

介護予防訪問介護
介護予防訪問入浴介護
介護予防訪問看護
介護予防訪問リハビリテーション
介護予防通所介護
介護予防通所リハビリテーション
介護予防福祉用具貸与
介護予防認知症対応型通所介護
介護予防小規模多機能型居宅介護
介護予防短期入所生活介護
介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)
介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)
介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)

(*)

訪問型サービス(なし)
訪問型サービス(独自)
訪問型サービス(独自/定率)(*)
訪問型サービス(独自/定額)(*)
通所型サービス(なし)
通所型サービス(独自)
通所型サービス(独自/定率)(*)
通所型サービス(独自/定額)(*)

(*)

限度額管理対象／対象外サービスは市町村が決定して国保連に連絡する

(2)月途中に居宅サービス計画作成事業所が変更になる場合の取扱い

No	変更パターン	給付管理票 提出事業所	請求事業所(※1)	
			介護予防支援費 の場合	介護予防ケアマネジメント費 の場合(※2)
1	月を通じて地域包括支援センターが給付管理業務を行う場合	地域包括支援センター	地域包括支援センター	地域包括支援センター
2	月を通じて小規模多機能型居宅介護が給付管理業務を行う場合	小規模多機能型居宅介護	請求されない	請求されない
3	月の途中まで地域包括支援センターが、月の途中から小規模多機能型居宅介護が給付管理業務を行う場合(総合事業利用あり)	地域包括支援センター	地域包括支援センター	地域包括支援センター
4	月の途中まで地域包括支援センターが、月の途中から小規模多機能型居宅介護が給付管理業務を行う場合(総合事業利用なし)	小規模多機能型居宅介護	請求されない	請求されない
5	月の途中まで小規模多機能型居宅介護が、月の途中から地域包括支援センターが給付管理業務を行う場合	地域包括支援センター	地域包括支援センター	地域包括支援センター

※1(1)に示したとおり、給付管理票に記載するサービスによって介護予防支援費か介護予防ケアマネジメント費のいずれかとなる。

※2国保連合会では介護予防ケアマネジメント費と給付管理費の窓口審査を行わない。

(事業所が国保連合会に給付管理票を提出せず、介護予防支援費を請求した場合は、従来どおり、返戻となる。

事業所が国保連合会に給付管理票を提出せず、介護予防ケアマネジメント費を請求しても返戻としない。)

(3) 居宅サービス利用パターン(地域包括支援センター・自己作成の組み合わせ)

項目番号	N-1月	N月	N+1月	項目番号	設定すべき受給者情報 (N月異動分)		給付管理票を提出する事業所等	月途中に要介護状態区分が変更した場合のサービス計画費又は介護予防ケアマネジメント費の要介護度(被保険者欄、介護報酬)※3 システムでの取り扱い
					居宅支援事業所	小規模多機能型予防支介護の利用開始月における居宅サービス利用		
1	地包A	地包B		1	地包B	未設定	地包B	N月末直近(地包B)の要介護状態
2	地包A	地包B		2	地包B	未設定	地包B	N月末直近(地包B)の要介護状態
3	地包A	地包B		3	地包B	未設定	地包B	N月末直近(地包B)の要介護状態
4	地包A	自己作成		4	自己作成	未設定	自己作成	—
5	地包A	自己作成		5	自己作成	未設定	自己作成	—
6	地包A	自己作成		6	自己作成	未設定	自己作成	—
7	地包A	地包B 地包A		7	地包B	未設定	地包A	N月末直近(地包A)の要介護状態
8	地包A	地包B 地包A		8	地包B	未設定	地包A	N月末直近(地包A)の要介護状態
9	地包A	地包B 地包A		9	地包B	未設定	地包A	N月末直近(地包A)の要介護状態
10	地包A	自己作成 地包A		10	自己作成	未設定	地包A	N月末直近(地包A)の要介護状態
11	地包A	自己作成 地包A		11	自己作成	未設定	地包A	N月末直近(地包A)の要介護状態
12	地包A	自己作成 地包A		12	自己作成	未設定	地包A	N月末直近(地包A)の要介護状態
13	地包A	支援事業所なし		13	地包A	未設定	地包A	地包A又はN月末直近(支援事業所なし)の要介護状態

※1：月(N-1、N、N+1)は異動年月日を表す。

※2：N月の空白の期間はサービス利用がない状態を表す。

※3：—(ハイフン)はサービス計画費が請求されない場合を示す。

(4) 居宅サービス利用パターン(地域包括支援センター・自己作成・
小規模多機能(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)も同様)の組み合わせ)

項目番号	N-1月	N月	N+1月	設定すべき受給者情報(N月異動分)		給付管理費を提出する事業所等	月途中に要介護状態区分が変更した場合の サービス計画費又は介護予防ケアマネジメント費の 要介護度(被保険者欄、介護報酬)※3
				居宅支援事業所	小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス利用		
1	地包A	地包B		1 地包B	未設定	地包B	N月末直近(地包B)の要介護状態
2	地包A	地包B		2 地包B	未設定	地包B	N月末直近(地包B)の要介護状態
3	地包A	地包B		3 地包B	未設定	地包B	N月末直近(地包B)の要介護状態
4	地包A	小規模A		4 小規模A	無し(有り又は未設定でも審査可)	小規模A	—
5	地包A	小規模A		5 地包A	有り	地包A	N月末直近(地包A)の要介護状態
6	地包A	小規模A		6 小規模A	無し	小規模A	—
7	地包A	自己作成		7 自己作成	未設定	自己作成	—
8	地包A	自己作成		8 自己作成	未設定	自己作成	—
9	地包A	自己作成		9 自己作成	未設定	自己作成	—
10	地包A	地包B 小規模A		10 地包B	未設定	地包B	地包B又はN月末直近(小規模A)の要介護状態
11	地包A	地包B 小規模A		11 地包B	未設定	地包B	地包B又はN月末直近(小規模A)の要介護状態
12	地包A	地包B 小規模A		12 地包B	未設定	地包B	地包B又はN月末直近(小規模A)の要介護状態
13	地包A	自己作成 小規模A		13 自己作成	未設定	小規模A	—
14	地包A	自己作成 小規模A		14 小規模A	未設定	小規模A	—
15	地包A	自己作成 小規模A		15 小規模A	未設定	小規模A	—
16	地包A	小規模A 地包B		16 小規模A	無し(有り又は未設定でも審査可)	地包B	地包B又はN月末直近(小規模A)の要介護状態
17	地包A	小規模A 地包B		17 小規模A	有り	地包B	地包B又はN月末直近(小規模A)の要介護状態
18	地包A	小規模A 地包B		18 小規模A	無し(有り又は未設定でも審査可)	地包B	地包B又はN月末直近(小規模A)の要介護状態
19	地包A	小規模A 自己作成		19 小規模A	無し(有り又は未設定でも審査可)	自己作成	—
20	地包A	小規模A 自己作成		20 小規模A	有り(無し又は未設定でも審査可)	自己作成	—
21	地包A	小規模A 自己作成		21 小規模A	無し(有り又は未設定でも審査可)	自己作成	—
22	地包A	小規模A 小規模B		22 小規模A	無し(有り又は未設定でも審査可)	小規模B	—
23	地包A	小規模A 小規模B		23 小規模A	有り	地包A	地包A又はN月末直近(小規模B)の要介護状態
24	地包A	小規模A 小規模B		24 小規模A	無し	小規模B	—
25	小規模A	地包A		25 地包A	未設定	地包A	N月末直近(地包A)の要介護状態
26	小規模A	地包A		26 地包A	未設定	地包A	N月末直近(地包A)の要介護状態
27	小規模A	地包A		27 地包A	未設定	地包A	N月末直近(地包A)の要介護状態
28	地包A	小規模A 支援事業所なし		28 小規模A	無し(有り又は未設定でも審査可)	小規模A	—
29	地包A	小規模A 支援事業所なし		29 小規模A	有り	地包A	地包A又はN月末直近(支援事業所なし)の要介護状態
30	地包A	小規模A 支援事業所なし		30 小規模A	無し	小規模A	—
31	地包A	小規模A 支援事業所なし		31 未設定	—	地包A	地包A又はN月末直近(支援事業所なし)の要介護状態

※1:月(N-1、N、N+1)は異動年月日を表す。

※2:N月の空白の期間はサービス利用がない状態を表す。

※3:--(ハイフン)はサービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費が請求されない場合を示す。

**介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(平成27年4月施行版)**

平成 27年 4月

1 訪問型サービス(みなし)サービスコード表	1
2 訪問型サービス(独自)サービスコード表	2
3 訪問型サービス(独自／定率)サービスコード表	3
4 訪問型サービス(独自／定額)サービスコード表	8
5 通所型サービス(みなし)サービスコード表	10
6 通所型サービス(独自)サービスコード表	11
7 通所型サービス(独自／定率)サービスコード表	17
8 通所型サービス(独自／定額)サービスコード表	17
9 その他の生活支援サービス(配食／定率)サービスコード表	19
10 その他の生活支援サービス(配食／定額)サービスコード表	19
11 その他の生活支援サービス(見守り／定率)サービスコード表	19
12 その他の生活支援サービス(見守り／定額)サービスコード表	19
13 その他の生活支援サービス(その他／定率)サービスコード表	19
14 その他の生活支援サービス(その他／定額)サービスコード表	19
15 介護予防ケアマネジメントサービスコード表	21

今回追加・変更したサービスコードについては、平成27年8月より使用可能となる点を御了知頂きたい。

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位	⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇%	⇒ 所定単位数 × 〇〇／100
〇〇%加算	⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇／100

2. 市町村が独自に設定する項目について

以下の項目については、市町村が規定する。

各項目の留意点は以下のとおり。

サービス	項目	留意点
訪問型サービス(独自) 通所型サービス(独自) 介護予防ケアマネジメント	合成単位数	国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。 単位数は数字5桁以内とする。
訪問型サービス(独自／定率) 訪問型サービス(独自／定額) 通所型サービス(独自／定率) 通所型サービス(独自／定額) その他の生活支援サービス	サービスコード	数字又は英字とする。 英字は大文字アルファベットのみであり、「I」、「O」、「Q」を除く。
	サービス内容略称	全角32文字以内とする。
	対象者	以下のいずれかとする。 (※サービス種類ごとに異なる。) ・事業対象者 ・要支援1 ・要支援2
	合成単位数	数字5桁以内とする。
	算定単位	以下のいずれかとする。 ・1回につき ・1日につき ・1月につき ・1週間につき

【色分けルール】

- ・水色→新設
- ・黄色又は赤字→変更

1 訪問型サービス(みなし)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合算 単位数	算定 単位
A1 1111	訪問型サービスI	イ 訪問型 サービス費 (みなし) (I)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度) 1,168 単位	1,168 1月につき
A1 1113	訪問型サービスI・初任		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	818
A1 1114	訪問型サービスI・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,051
A1 1115	訪問型サービスI・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	736
A1 2111	訪問型サービスI・日割			38 1月につき
A1 2113	訪問型サービスI・日割・初任		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	27
A1 2114	訪問型サービスI・日割・同一	38 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	34
A1 2115	訪問型サービスI・日割・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	24
A1 1211	訪問型サービスII	ロ 訪問型 サービス費 (みなし) (II)	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度) 2,335 単位	2,335 1月につき
A1 1213	訪問型サービスII・初任		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,635
A1 1214	訪問型サービスII・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,102
A1 1215	訪問型サービスII・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	1,472
A1 2211	訪問型サービスII・日割			77 1月につき
A1 2213	訪問型サービスII・日割・初任		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	54
A1 2214	訪問型サービスII・日割・同一	77 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	69
A1 2215	訪問型サービスII・日割・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	49
A1 1321	訪問型サービスIII	ハ 訪問型 サービス費 (みなし) (III)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 3,704 単位	3,704 1月につき
A1 1323	訪問型サービスIII・初任		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,593
A1 1324	訪問型サービスIII・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	3,334
A1 1325	訪問型サービスIII・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	2,334
A1 2321	訪問型サービスIII・日割			122 1月につき
A1 2323	訪問型サービスIII・日割・初任		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	85
A1 2324	訪問型サービスIII・日割・同一	122 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	110
A1 2325	訪問型サービスIII・日割・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	77
A1 2411	訪問型サービスIV	ニ 訪問型 サービス費 (みなし) (IV)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度) 266 単位	266 1回につき
A1 2413	訪問型サービスIV・初任		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	186
A1 2414	訪問型サービスIV・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	239
A1 2415	訪問型サービスIV・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	167
A1 2511	訪問型サービスV	ホ 訪問型 サービス費 (みなし) (V)	※1月の中で全部で4回まで 事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度) 270 単位	270 1回につき
A1 2513	訪問型サービスV・初任		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	189
A1 2514	訪問型サービスV・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	243
A1 2515	訪問型サービスV・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	170
A1 2621	訪問型サービスVI	ヘ 訪問型 サービス費 (みなし) (VI)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 285 単位	285
A1 2623	訪問型サービスVI・初任		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	200
A1 2624	訪問型サービスVI・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	257
A1 2625	訪問型サービスVI・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	180
A1 1411	訪問型短時間サービス	ト 訪問型 サービス費 (みなし) (短時間サー ビス)	事業対象者・要支援1・ 2(20分未満) 165 単位	165
A1 1413	訪問型短時間サービス・初任		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	116
A1 1414	訪問型短時間サービス・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	149
A1 1415	訪問型短時間サービス・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	104
A1 8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算	1月につき
A1 8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算	1日につき
A1 8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算	1回につき
A1 8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事 業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき
A1 8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算	1日につき
A1 8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算	1回につき
A1 8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者への サービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1月につき
A1 8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算	1日につき
A1 8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算	1回につき
A1 4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200 単位加算	200 1月につき
A1 4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連接加算	100 単位加算	100
A1 6270	訪問型サービス処遇改善加算 I	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 86/1000 加算
A1 6271	訪問型サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 48/1000 加算
A1 6273	訪問型サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	(2)で算定した単位数の 90% 加算
A1 6275	訪問型サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(2)で算定した単位数の 80% 加算

2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合算単位数	算定単位
A2 1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (独自)(I)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,168	1月につき
A2 1113	訪問型独自サービスⅠ・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれまで以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行なう場合 × 90%	818	
A2 1114	訪問型独自サービスⅠ・同一				1,051	
A2 1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一				736	
A2 2111	訪問型独自サービスⅠ・日割				38	1日につき
A2 2113	訪問型独自サービスⅠ・日割・初任			介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	27	
A2 2114	訪問型独自サービスⅠ・日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれまで以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行なう場合 × 90%	34	
A2 2115	訪問型独自サービスⅠ・日割・初任・同一				24	
A2 1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費 (独自)(II)	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,335	1月につき
A2 1213	訪問型独自サービスⅡ・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれまで以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行なう場合 × 90%	1,635	
A2 1214	訪問型独自サービスⅡ・同一				2,102	
A2 1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一				1,472	
A2 2211	訪問型独自サービスⅡ・日割				77	1日につき
A2 2213	訪問型独自サービスⅡ・日割・初任			介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	54	
A2 2214	訪問型独自サービスⅡ・日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれまで以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行なう場合 × 90%	69	
A2 2215	訪問型独自サービスⅡ・日割・初任・同一				49	
A2 1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型 サービス費 (独自)(III)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	3,704	1月につき
A2 1323	訪問型独自サービスⅢ・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれまで以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行なう場合 × 90%	2,593	
A2 1324	訪問型独自サービスⅢ・同一				3,334	
A2 1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一				2,334	
A2 2321	訪問型独自サービスⅢ・日割				122	1日につき
A2 2323	訪問型独自サービスⅢ・日割・初任			介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	85	
A2 2324	訪問型独自サービスⅢ・日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれまで以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行なう場合 × 90%	110	
A2 2325	訪問型独自サービスⅢ・日割・初任・同一				77	
A2 2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型 サービス費 (独自)(IV)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	266	1回につき
A2 2413	訪問型独自サービスⅣ・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれまで以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行なう場合 × 90%	186	
A2 2414	訪問型独自サービスⅣ・同一				239	
A2 2415	訪問型独自サービスⅣ・初任・同一				167	
A2 2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型 サービス費 (独自)(V)	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	270	
A2 2513	訪問型独自サービスⅤ・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれまで以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行なう場合 × 90%	189	
A2 2514	訪問型独自サービスⅤ・同一				243	
A2 2515	訪問型独自サービスⅤ・初任・同一				170	
A2 2621	訪問型独自サービスVI	ヘ 訪問型 サービス費 (独自)(VI)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	285	
A2 2623	訪問型独自サービスVI・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれまで以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行なう場合 × 90%	200	
A2 2624	訪問型独自サービスVI・同一				257	
A2 2625	訪問型独自サービスVI・初任・同一				180	
A2 1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型 サービス費 (独自)(VII) (短時間サービス)	事業対象者・要支援1・ 2(20分未満)	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	165	
A2 1413	訪問型独自短時間サービス・初任			事業所と同一建物の利用者又はこれまで以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行なう場合 × 90%	116	
A2 1414	訪問型独自短時間サービス・同一				149	
A2 1415	訪問型独自短時間サービス・初任・同一				104	
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 1% 加算	1月につき
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 1% 加算	1日につき
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 1% 加算	1回につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算	1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算	1日につき
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算	1回につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者のためのサービス提供加算			所定単位数の 48/1000 加算	1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算	1日につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算	1回につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算			200 単位加算	200
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算			100 单位加算	100
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	又 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 86/1000 加算		
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 48/1000 加算		
A2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	(2)で算定した単位数の 90% 加算		
A2 6275	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(2)で算定した単位数の 80% 加算		

※合算単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。

2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(平成27年8月1日～)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目				合算 単位数	算定 単位
A2 1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)	1,168 単位	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,168	1月につき
A2 1113	訪問型独自サービスⅠ・初任				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行なう場合	618	
A2 1114	訪問型独自サービスⅠ・同一					1,051	
A2 1115	訪問型独自サービスⅠ・初任・同一				介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	736	
A2 2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)	38 単位	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	38	1月につき
A2 2113	訪問型独自サービスⅠ日割・初任				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行なう場合	27	
A2 2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一					34	
A2 2115	訪問型独自サービスⅠ日割・初任・同一				介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	24	
A2 1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)	2,335 单位	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,335	1月につき
A2 1213	訪問型独自サービスⅡ・初任				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行なう場合	1,635	
A2 1214	訪問型独自サービスⅡ・同一					2,102	
A2 1215	訪問型独自サービスⅡ・初任・同一				介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	1,472	
A2 2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)	77 单位	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	77	1月につき
A2 2213	訪問型独自サービスⅡ日割・初任				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行なう場合	54	
A2 2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一					69	
A2 2215	訪問型独自サービスⅡ日割・初任・同一				介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	43	
A2 1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3,704 単位	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	3,704	1月につき
A2 1323	訪問型独自サービスⅢ・初任				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行なう場合	2,593	
A2 1324	訪問型独自サービスⅢ・同一					3,334	
A2 1325	訪問型独自サービスⅢ・初任・同一				介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	2,334	
A2 2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	122 单位	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	122	1月につき
A2 2323	訪問型独自サービスⅢ日割・初任				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行なう場合	85	
A2 2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一					110	
A2 2325	訪問型独自サービスⅢ日割・初任・同一				介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	77	
A2 2411	訪問型独自サービスIV	ニ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)	266 单位	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	266	1月につき
A2 2413	訪問型独自サービスIV・初任				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行なう場合	186	
A2 2414	訪問型独自サービスIV・同一					239	
A2 2415	訪問型独自サービスIV・初任・同一				介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	167	
A2 2511	訪問型独自サービスV	ホ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅴ)	※1月中で全部で1回まで 事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)	270 单位	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	270	
A2 2513	訪問型独自サービスV・初任				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行なう場合	189	
A2 2514	訪問型独自サービスV・同一					243	
A2 2515	訪問型独自サービスV・初任・同一				介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	170	
A2 2621	訪問型独自サービスVI	ヘ 訪問型 サービス費 (独自)(Ⅵ)	※1月中で全部で1回まで 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	285 单位	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	285	
A2 2623	訪問型独自サービスVI・初任				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行なう場合	200	
A2 2624	訪問型独自サービスVI・同一					257	
A2 2625	訪問型独自サービスVI・初任・同一				介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	180	
A2 1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型 サービス費 (独自)(VII)	事業対象者・要支援1・ 2(20分未満)	165 单位	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	165	
A2 1413	訪問型独自短時間サービス・初任				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行なう場合	116	
A2 1414	訪問型独自短時間サービス・同一					149	
A2 1415	訪問型独自短時間サービス・初任・同一				介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	104	
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算	200	1月につき
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算	100	1月につき
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算	100	1回につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算	200	1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算	100	1月につき
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算	100	1回につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者のサービス提供加算			所定単位数の 10% 加算	200	1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算	100	1回につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算	100	1回につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算			所定単位数の 15% 加算	200	1月につき
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算			所定単位数の 15% 加算	100	1月につき
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 86/1000 加算	200	1月につき
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 48/1000 加算	100	1月につき
A2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(2)で算定した単位数の 90% 加算	100	1回につき
A2 6275	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(2)で算定した単位数の 80% 加算	100	1回につき

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者のサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

市町村が2ハーベン目の単位数を設定する場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	1121 訪問型独自サービスⅠ／2	イ 訪問型 サービス費 (独自)(I)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,168	1月につき
A2	1123 訪問型独自サービスⅠ／2・初任		1,168 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれまでの同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	818	
A2	1124 訪問型独自サービスⅠ／2・同一				1,051	
A2	1125 訪問型独自サービスⅠ／2・初任・同一			介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	736	
A2	2121 訪問型独自サービスⅠ／2日割	II 訪問型 サービス費 (週1回程度)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	38	1月につき
A2	2123 訪問型独自サービスⅠ／2日割・初任	38 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれまでの同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	27		
A2	2124 訪問型独自サービスⅠ／2日割・同一				34	
A2	2125 短期型独自サービスⅠ／2日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	24	
A2	1221 訪問型独自サービスⅡ／2	ロ 訪問型 サービス費 (独自)(II)	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,335	1月につき
A2	1223 訪問型独自サービスⅡ／2・初任	2,335 单位	事業所と同一建物の利用者又はこれまでの同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,635		
A2	1224 訪問型独自サービスⅡ／2・同一				2,102	
A2	1225 訪問型独自サービスⅡ／2・初任・同一			介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	1,472	
A2	2221 訪問型独自サービスⅡ／2日割	III 訪問型 サービス費 (週2回程度)	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	77	1月につき
A2	2223 訪問型独自サービスⅡ／2日割・初任	77 单位	事業所と同一建物の利用者又はこれまでの同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	54		
A2	2224 訪問型独自サービスⅡ／2日割・同一				69	
A2	2225 訪問型独自サービスⅡ／2日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	49	
A2	1331 訪問型独自サービスⅢ／2	ハ 訪問型 サービス費 (独自)(III)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	3,704	1月につき
A2	1333 訪問型独自サービスⅢ／2・初任	3,704 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれまでの同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,593		
A2	1334 訪問型独自サービスⅢ／2・同一				3,334	
A2	1335 訪問型独自サービスⅢ／2・初任・同一			介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	2,334	
A2	2331 訪問型独自サービスⅢ／2日割	IV 訪問型 サービス費 (週2回を超える程度)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	122	1月につき
A2	2333 訪問型独自サービスⅢ／2日割・初任	122 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれまでの同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	85		
A2	2334 訪問型独自サービスⅢ／2日割・同一				110	
A2	2335 訪問型独自サービスⅢ／2日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	77	
A2	2421 訪問型独自サービスⅣ／2	V 訪問型 サービス費 (独自)(IV)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	266	1回につき
A2	2423 訪問型独自サービスⅣ／2・初任	266 单位	事業所と同一建物の利用者又はこれまでの同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	186		
A2	2424 訪問型独自サービスⅣ／2・同一				239	
A2	2425 訪問型独自サービスⅣ／2・初任・同一			介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	167	
A2	2521 訪問型独自サービスⅤ／2	VI 訪問型 サービス費 (独自)(V)	※1月の中で全部で4回まで 事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	270	
A2	2523 訪問型独自サービスⅤ／2・初任	270 单位	事業所と同一建物の利用者又はこれまでの同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	189		
A2	2524 訪問型独自サービスⅤ／2・同一				243	
A2	2525 訪問型独自サービスⅤ／2・初任・同一			介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	170	
A2	2631 訪問型独自サービスVI／2	VII 訪問型 サービス費 (独自)(VI)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	285	
A2	2633 訪問型独自サービスVI／2・初任	285 单位	事業所と同一建物の利用者又はこれまでの同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	200		
A2	2634 訪問型独自サービスVI／2・同一				257	
A2	2635 訪問型独自サービスVI／2・初任・同一			介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	180	
A2	1421 訪問型独自短時間サービス／2	ト 訪問型 サービス費 (独自)(VII)	事業対象者・要支援1・ 2(20分未満)	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	165	
A2	1423 訪問型独自短時間サービス／2・初任	165 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれまでの同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	116		
A2	1424 訪問型独自短時間サービス／2・同一				149	
A2	1425 訪問型独自短時間サービス／2・初任・同一			介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	104	
A2	4011 訪問型独自サービス初回加算／2	チ 初回加算			200 単位加算	200 1月につき
A2	4012 訪問型独自サービス生活機能向上加算／2	リ 生活機能向上連携加算			100 单位加算	100

*合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

市町村が3パターン目の単位数を設定する場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A2 1131	訪問型独自サービスI／3	イ 訪問型 サービス費 (独自)(I)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)	1,168 1月につき
A2 1133	訪問型独自サービスI／3・初任		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	818
A2 1134	訪問型独自サービスI／3・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,051
A2 1135	訪問型独自サービスI／3・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	736
A2 2131	訪問型独自サービスI／3日割	1168 単位		38 1日につき
A2 2133	訪問型独自サービスI／3日割・初任		企業員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	27
A2 2134	訪問型独自サービスI／3日割・同一	38 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	34
A2 2135	訪問型独自サービスI／3日割・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	24
A2 1231	訪問型独自サービスII／3	ロ 訪問型 サービス費 (独自)(II)	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)	2,335 1月につき
A2 1233	訪問型独自サービスII／3・初任		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,635
A2 1234	訪問型独自サービスII／3・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,102
A2 1235	訪問型独自サービスII／3・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	1,472
A2 2231	訪問型独自サービスII／3日割	2,335 单位		77 1日につき
A2 2233	訪問型独自サービスII／3日割・初任		企業員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	54
A2 2234	訪問型独自サービスII／3日割・同一	77 单位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	69
A2 2235	訪問型独自サービスII／3日割・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	49
A2 1341	訪問型独自サービスIII／3	ハ 訪問型 サービス費 (独自)(III)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3,704 1月につき
A2 1343	訪問型独自サービスIII／3・初任		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,593
A2 1344	訪問型独自サービスIII／3・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	3,334
A2 1345	訪問型独自サービスIII／3・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	2,334
A2 2341	訪問型独自サービスIII／3日割	3,704 单位		122 1日につき
A2 2343	訪問型独自サービスIII／3日割・初任		企業員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	85
A2 2344	訪問型独自サービスIII／3日割・同一	122 单位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	110
A2 2345	訪問型独自サービスIII／3日割・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	77
A2 2431	訪問型独自サービスIV／3	ニ 訪問型 サービス費 (独自)(IV)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)	266 1月につき
A2 2433	訪問型独自サービスIV／3・初任		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	186
A2 2434	訪問型独自サービスIV／3・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	239
A2 2435	訪問型独自サービスIV／3・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	167
A2 2531	訪問型独自サービスV／3	木 訪問型 サービス費 (独自)(V)	※1月の中で全部で1回まで 事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)	270
A2 2533	訪問型独自サービスV／3・初任		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	189
A2 2534	訪問型独自サービスV／3・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	243
A2 2535	訪問型独自サービスV／3・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	170
A2 2641	訪問型独自サービスVI／3	ヘ 訪問型 サービス費 (独自)(VI)	※1月の中で全部で2回から12回まで 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	285
A2 2643	訪問型独自サービスVI／3・初任		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	200
A2 2644	訪問型独自サービスVI／3・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	257
A2 2645	訪問型独自サービスVI／3・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	180
A2 1431	訪問型独自短時間サービス／3	ト 訪問型 サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1・ 2(20分未満)	165
A2 1433	訪問型独自短時間サービス／3・初任		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	116
A2 1434	訪問型独自短時間サービス／3・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	149
A2 1435	訪問型独自短時間サービス／3・初任・同一	165 単位	介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	104
A2 4021	訪問型独自サービス初回加算／3	チ 初回加算		200 単位加算 200 1月につき
A2 4022	訪問型独自サービス生活機能向上加算／3		リ 生活機能向上連携加算	100 单位加算 100

*合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。なお、もつまで複数の単位数を併用されるようにサービスコードを定義する。

市町村が4パターン目の単位数を設定する場合

サービスコード	サービス内容略称		算定項目		合算 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	1141 訪問型独自サービスⅠ／4	イ 訪問型 サービス費 (独自)(I)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)		1,168	1月につき	
A2	1143 訪問型独自サービスⅠ／4 初任		1,168 単位	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	818		
A2	1144 訪問型独自サービスⅠ／4 同一			事業所と同一建物の利用者又は二 れ以上の同一建物の利用者20人以 上にサービスを行う場合	1,051		
A2	1145 訪問型独自サービスⅠ／4 初任・同一			介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	736		
A2	2141 訪問型独自サービスⅠ／4 初割	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)			38	1月につき	
A2	2143 訪問型独自サービスⅠ／4 初割・初任		38 単位	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	27		
A2	2144 訪問型独自サービスⅠ／4 初割・同一			事業所と同一建物の利用者又は二 れ以上の同一建物の利用者20人以 上にサービスを行う場合	34		
A2	2145 訪問型独自サービスⅠ／4 初割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	24		
A2	1241 訪問型独自サービスⅡ／4	ロ 訪問型 サービス費 (独自)(II)	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)		2,335	1月につき	
A2	1243 訪問型独自サービスⅡ／4 初任		2,335 单位	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	1,635		
A2	1244 訪問型独自サービスⅡ／4 同一			事業所と同一建物の利用者又は二 れ以上の同一建物の利用者20人以 上にサービスを行う場合	2,102		
A2	1245 訪問型独自サービスⅡ／4 初任・同一			介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	1,472		
A2	2241 訪問型独自サービスⅡ／4 日割	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)			77	1月につき	
A2	2243 訪問型独自サービスⅡ／4 日割・初任		77 单位	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	54		
A2	2244 訪問型独自サービスⅡ／4 日割・同一			事業所と同一建物の利用者又は二 れ以上の同一建物の利用者20人以 上にサービスを行う場合	69		
A2	2245 訪問型独自サービスⅡ／4 日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	49		
A2	1351 訪問型独自サービスⅢ／4	ハ 訪問型 サービス費 (独自)(III)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		3,704	1月につき	
A2	1353 訪問型独自サービスⅢ／4 初任		3,704 単位	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	2,593		
A2	1354 訪問型独自サービスⅢ／4 同一			事業所と同一建物の利用者又は二 れ以上の同一建物の利用者20人以 上にサービスを行う場合	3,334		
A2	1355 訪問型独自サービスⅢ／4 初任・同一			介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	2,334		
A2	2351 訪問型独自サービスⅢ／4 日割	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)			122	1月につき	
A2	2353 訪問型独自サービスⅢ／4 日割・初任		122 単位	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	85		
A2	2354 訪問型独自サービスⅢ／4 日割・同一			事業所と同一建物の利用者又は二 れ以上の同一建物の利用者20人以 上にサービスを行う場合	110		
A2	2355 訪問型独自サービスⅢ／4 日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	77		
A2	2441 訪問型独自サービスⅣ／4	ニ 訪問型 サービス費 (独自)(IV)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)		266	1回につき	
A2	2443 訪問型独自サービスⅣ／4 初任		266 单位	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	186		
A2	2444 訪問型独自サービスⅣ／4 同一			事業所と同一建物の利用者又は二 れ以上の同一建物の利用者20人以 上にサービスを行う場合	239		
A2	2445 訪問型独自サービスⅣ／4 初任・同一			介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	167		
A2	2541 訪問型独自サービスⅤ／4	ホ 訪問型 サービス費 (独自)(V)	※1月中で全額で40まで		270		
A2	2543 訪問型独自サービスⅤ／4 初任		270 単位	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	189		
A2	2544 訪問型独自サービスⅤ／4 同一			事業所と同一建物の利用者又は二 れ以上の同一建物の利用者20人以 上にサービスを行う場合	243		
A2	2545 訪問型独自サービスⅤ／4 初任・同一			介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	170		
A2	2651 訪問型独自サービスⅥ／4	ヘ 訪問型 サービス費 (独自)(VI)	※1月のうち全額で40まで		285		
A2	2653 訪問型独自サービスⅥ／4 初任		285 単位	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	200		
A2	2654 訪問型独自サービスⅥ／4 同一			介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	257		
A2	2655 訪問型独自サービスⅥ／4 初任・同一			事業所と同一建物の利用者又は二 れ以上の同一建物の利用者20人以 上にサービスを行う場合	180		
A2	1441 訪問型独自短時間サービス／4	ト 訪問型 サービス費 (独自)(VII)	事業対象者・要支援1・ 2(20分未満)		165		
A2	1443 訪問型独自短時間サービス／4 初任		165 単位	介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	116		
A2	1444 訪問型独自短時間サービス／4 同一 (短時間サ ービス)			事業所と同一建物の利用者又は二 れ以上の同一建物の利用者20人以 上にサービスを行う場合	149		
A2	1445 訪問型独自短時間サービス／4 初任・同一 (短時間サ ービス)			介護職員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%	104		
A2	4031 訪問型独自サービス初回加算／4	チ 初回加算			200 単位加算	200	1月につき
A2	4032 訪問型独自サービス生活機能向上加算／4	リ 生活機能向上追加算			100 単位加算	100	

*合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。なお、これまで地図の単位数を定められるようにサービスコードを対応させる。

市町村が定めたハケーン別の単位数を設定する場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
A2 1151	訪問型独自サービスI／5	イ 訪問型 サービス費 (独自)(I)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)		1,168	1月につき
A2 1153	訪問型独自サービスI／5・初任		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		818	
A2 1154	訪問型独自サービスI／5・同一		事業者と同一建物の利用者又は二 か所以上の同一建物の利用者20人以 上にサービスを行なう場合		1,051	
A2 1155	訪問型独自サービスI／5・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%		736	
A2 2151	訪問型独自サービスI／5日割	ト 訪問型 サービス費	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)		38	1日につき
A2 2153	訪問型独自サービスI／5日割・初任		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		27	
A2 2154	訪問型独自サービスI／5日割・同一		事業者と同一建物の利用者又は二 か所以上の同一建物の利用者20人以 上にサービスを行なう場合		34	
A2 2155	訪問型独自サービスI／5日割・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%		24	
A2 1251	訪問型独自サービスII／5	ロ 訪問型 サービス費	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)		2,335	1月につき
A2 1253	訪問型独自サービスII／5・初任		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		1,635	
A2 1254	訪問型独自サービスII／5・同一		事業者と同一建物の利用者又は二 か所以上の同一建物の利用者20人以 上にサービスを行なう場合		2,102	
A2 1255	訪問型独自サービスII／5・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%		1,472	
A2 2251	訪問型独自サービスII／5日割	ト 訪問型 サービス費	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)		77	1日につき
A2 2253	訪問型独自サービスII／5日割・初任		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		54	
A2 2254	訪問型独自サービスII／5日割・同一		事業者と同一建物の利用者又は二 か所以上の同一建物の利用者20人以 上にサービスを行なう場合		69	
A2 2255	訪問型独自サービスII／5日割・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%		49	
A2 1361	訪問型独自サービスIII／5	ハ 訪問型 サービス費 (独自)(III)	事業対象者・要支援2・ (週2回を超える程度)		3,704	1月につき
A2 1363	訪問型独自サービスIII／5・初任		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		2,593	
A2 1364	訪問型独自サービスIII／5・同一		事業者と同一建物の利用者又は二 か所以上の同一建物の利用者20人以 上にサービスを行なう場合		3,334	
A2 1365	訪問型独自サービスIII／5・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%		2,334	
A2 2361	訪問型独自サービスIII／5日割	ト 訪問型 サービス費 (週2回を超える程度)	事業対象者・要支援2・ (週2回を超える程度)		122	1日につき
A2 2363	訪問型独自サービスIII／5日割・初任		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		85	
A2 2364	訪問型独自サービスIII／5日割・同一		事業者と同一建物の利用者又は二 か所以上の同一建物の利用者20人以 上にサービスを行なう場合		110	
A2 2365	訪問型独自サービスIII／5日割・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%		77	
A2 2451	訪問型独自サービスIV／5	ニ 訪問型 サービス費 (独自)(IV)	事業対象者・要支援1・ 2(週1回程度)		266	1回につき
A2 2453	訪問型独自サービスIV／5・初任		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		186	
A2 2454	訪問型独自サービスIV／5・同一		事業者と同一建物の利用者又は二 か所以上の同一建物の利用者20人以 上にサービスを行なう場合		239	
A2 2455	訪問型独自サービスIV／5・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%		167	
A2 2551	訪問型独自サービスV／5	ホ 訪問型 サービス費 (独自)(V)	事業対象者・要支援1・ 2(週2回程度)		270	
A2 2553	訪問型独自サービスV／5・初任		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		189	
A2 2554	訪問型独自サービスV／5・同一		事業者と同一建物の利用者又は二 か所以上の同一建物の利用者20人以 上にサービスを行なう場合		243	
A2 2555	訪問型独自サービスV／5・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%		170	
A2 2661	訪問型独自サービスVI／5	ヘ 訪問型 サービス費 (独自)(VI)	事業対象者・要支援2・ (週2回を超える程度)		285	
A2 2663	訪問型独自サービスVI／5・初任		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		200	
A2 2664	訪問型独自サービスVI／5・同一		事業者と同一建物の利用者又は二 か所以上の同一建物の利用者20人以 上にサービスを行なう場合		257	
A2 2665	訪問型独自サービスVI／5・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%		180	
A2 1451	訪問型独自短時間サービス／5	ト 訪問型 サービス費 (独自) (短時間サー ビス)	事業対象者・要支援1・ 2(20分未満)		165	
A2 1453	訪問型独自短時間サービス／5・初任		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		116	
A2 1454	訪問型独自短時間サービス／5・同一		事業者と同一建物の利用者又は二 か所以上の同一建物の利用者20人以 上にサービスを行なう場合		149	
A2 1455	訪問型独自短時間サービス／5・初任・同一		介護員初任者研修課程を終了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70% × 90%		104	
A2 4041	訪問型独自サービス初回加算／5	チ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき
A2 4042	訪問型独自サービス生活機能向上加算／5	リ 生活機能向上連携加算		100 单位加算	100	

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。なお、5つまで独自の算定値を適用されるようにサービスコードを完備する。

3 訪問型サービス(独自／定率)サービスコード表(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A3	1001	事業対象者・要支援1・要支援2		
	↓			
A3	1200			

4 訪問型サービス(独自／定額)サービスコード表(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A4	1001	事業対象者・要支援1・要支援2		
	↓			
A4	1200			

※網掛け部分については、市町村が規定する。サービスコードの下4桁は1001～1200にすること。

3 訪問型サービス(独自／定率)サービスコード表(平成27年3月1日～)

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A3	1001	事業対象者・要支援1・要支援2		
A3	1999			

4 訪問型サービス(独自／定額)サービスコード表(平成27年3月1日～)

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A4	1001	事業対象者・要支援1・要支援2		
A4	1999			

※網掛け部分については、市町村が規定する。サービスコードの下4桁は1001～1999にすること。

5 通所型サービス(みなし)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A5	1111 通所型サービス1	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	1,647	1月につき
A5	1112 通所型サービス1日割			54 単位	54	1日につき
A5	1121 通所型サービス2		事業対象者・要支援2	3,377 単位	3,377	1月につき
A5	1122 通所型サービス2日割			111 単位	111	1日につき
A5	1113 通所型サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 単位	378	1回につき
A5	1123 通所型サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 単位	389	
A5	8110 通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供 加算	所定単位数の 5% 加算			1月につき
A5	8111 通所型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算			1日につき
A5	8112 通所型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算			1回につき
A5	6109 通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき
A5	6105 通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物 から利用する者に通所型サービス(みなし)を行 う場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	
A5	6106 通所型サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752	
A5	5010 通所型生活向上グループ活動加算	口 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	
A5	5002 通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225 单位加算	225	
A5	5003 通所型サービス栄養改善加算	二 栄養改善加算		150 単位加算	150	
A5	5004 通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150 単位加算	150	
A5	5006 通所型複数サービス実施加算 I 1	ヘ 選択的 サービス複 数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(I) 運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480	
A5	5007 通所型複数サービス実施加算 I 2		運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A5	5008 通所型複数サービス実施加算 I 3		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A5	5009 通所型複数サービス実施加算 II		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700	
A5	5005 通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120 単位加算	120	
A5	6107 通所型サービス提供体制加算 I 11	チ サービス提供体制強化 加算	(1) サービス提供体制 強化加算(I)イ 事業対象者・要支援1	72 単位加算	72	
A5	6108 通所型サービス提供体制加算 I 12		事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	
A5	6101 通所型サービス提供体制加算 I 21		(2) サービス提供体制 強化加算(I)ロ 事業対象者・要支援1	48 単位加算	48	
A5	6102 通所型サービス提供体制加算 I 22		事業対象者・要支援2	96 単位加算	96	
A5	6103 通所型サービス提供体制加算 II 1		(3) サービス提供体制 強化加算(II) 事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	
A5	6104 通所型サービス提供体制加算 II 2		事業対象者・要支援2	48 单位加算	48	
A5	6110 通所型サービス処遇改善加算 I		リ 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 40/1000 加算		
A5	6111 通所型サービス処遇改善加算 II		(2) 介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 22/1000 加算		
A5	6113 通所型サービス処遇改善加算 III		(3) 介護職員処遇改善加算(III)	(2)で算定した単位数の 90% 加算		
A5	6115 通所型サービス処遇改善加算 IV		(4) 介護職員処遇改善加算(IV)	(2)で算定した単位数の 80% 加算		

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A5	8001 通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	定員超過の場合 × 70%	1,153 1月につき
A5	8002 通所型サービス1日割・定超			54 単位		
A5	8011 通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377 単位		
A5	8012 通所型サービス2日割・定超			111 单位		
A5	8003 通所型サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 単位		
A5	8013 通所型サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 単位		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A5	9001 通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (みなし)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,153 1月につき
A5	9002 通所型サービス1日割・人欠			54 单位		
A5	9011 通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377 单位		
A5	9012 通所型サービス2日割・人欠			111 单位		
A5	9003 通所型サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 单位		
A5	9013 通所型サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 単位		

6 通所型サービス(独自)サービスコード表(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A6	1111 通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	1,647	1月につき
A6	1112 通所型独自サービス1日割			54 単位	54	1日につき
A6	1121 通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,377 単位	3,377	1月につき
A6	1122 通所型独自サービス2日割			111 単位	111	1日につき
A6	1113 通所型独自サービス1回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供 加算	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 単位	378	1回につき
A6	1123 通所型独自サービス2回数			389 単位	389	1回につき
A6	8110 通所型独自サービス中山間地域等提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6	8111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物 から利用する者に通所型サービス(独自)を行う 場合	事業対象者・要支援1 事業対象者・要支援2	所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	8112 通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき
A6	6108 通所型独自サービス若年性認知症受入加算			240 単位加算	240	1月につき
A6	6105 通所型独自サービス同一建物減算1	若年性認知症利用者受入加算	事業対象者・要支援1	378 単位減算	-378	
A6	6106 通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752 单位減算	-752	
A6	5010 通所型独自生活向上グループ活動加算			100 単位加算	100	
A6	5002 通所型独自サービス運動器機能向上加算	□ 生活機能向上グループ活動加算 八 運動器機能向上加算		225 单位加算	225	
A6	5003 通所型独自サービス栄養改善加算			150 单位加算	150	
A6	5004 通所型独自サービス口腔機能向上加算			150 单位加算	150	
A6	5006 通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 1	△ 選択的 サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 運動器機能向上及び栄養改善	480 单位加算	480	
A6	5007 通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 2			480 单位加算	480	
A6	5008 通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ 3			480 单位加算	480	
A6	5009 通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ	ト 事業所評価加算	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 单位加算	700	
A6	5005 通所型独自サービス事業所評価加算			120 单位加算	120	
A6	6107 通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 11			72 单位加算	72	
A6	6108 通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 12	△ サービス提供体制強化加算	事業対象者・要支援1	144 单位加算	144	
A6	6101 通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 21		事業対象者・要支援2	48 单位加算	48	
A6	6102 通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 22		事業対象者・要支援1	96 单位加算	96	
A6	6103 通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 1	△ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2	24 单位加算	24	
A6	6104 通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 2		事業対象者・要支援1	48 单位加算	48	
A6	6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ		事業対象者・要支援2	所定単位数の 40/1000 加算		
A6	6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 22/1000 加算		
A6	6113 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(2)で算定した単位数の 90% 加算		
A6	6115 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(2)で算定した単位数の 80% 加算		
			(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の 80% 加算		

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A6	8001 通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	定員超過の場合 × 70%	1,153 1月につき
A6	8002 通所型独自サービス1日割・定超			54 単位		
A6	8011 通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377 单位		
A6	8012 通所型独自サービス2日割・定超			111 单位		
A6	8003 通所型独自サービス1回数・定超	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 单位			
A6	8013 通所型独自サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 单位		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A6	9001 通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,153 1月につき
A6	9002 通所型独自サービス1日割・人欠			54 单位		
A6	9011 通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377 单位		
A6	9012 通所型独自サービス2日割・人欠			111 单位		
A6	9003 通所型独自サービス1回数・人欠	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 单位			
A6	9013 通所型独自サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 单位		

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。

6 通所型サービス(独自)サービスコード表(平成27年5月1日～)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A6	1111 通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	1,647	1月につき	
A6	1112 通所型独自サービス1日割			54 単位	54	1日につき	
A6	1121 通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,377 単位	3,377	1月につき	
A6	1122 通所型独自サービス2日割			111 单位	111	1日につき	
A6	1113 通所型独自サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 単位	378	1回につき	
A6	1123 通所型独自サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 単位	389	1回につき	
A6	8110 通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供 加算	所定単位数の 5% 加算			1月につき	
A6	8111 通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算			1日につき	
A6	8112 通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算			1回につき	
A6	6109 通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240	1月につき
A6	6105 通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物 から利用する者に通所型サービス(独自)を行う 場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376		
A6	6106 通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752		
A6	5010 通所型独自生活向上グループ活動加算	口 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	100	
A6	5002 通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算			225 单位加算	225	
A6	5003 通所型独自サービス栄養改善加算	二 栄養改善加算			150 单位加算	150	
A6	5004 通所型独自サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算			150 单位加算	150	
A6	5006 通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ 選択的 サービス複 数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480	
A6	5007 通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ2		(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A6	5008 通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ3		(3) 選択的サービス複数実施加算(Ⅲ)	栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A6	5009 通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上			700 単位加算	700	
A6	5005 通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算			120 单位加算	120	
A6	6107 通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ11	チ サービス提供体制強化 加算	(1) サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72 单位加算	72	
A6	6108 通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ12		(2) サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援2	144 单位加算	144	
A6	6101 通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(3) サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	48 单位加算	48	
A6	6102 通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	96 单位加算	96	
A6	6103 通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1			事業対象者・要支援1	24 单位加算	24	
A6	6104 通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	48 单位加算	48	
A6	6110 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 40/1000 加算			
A6	6111 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 22/1000 加算			
A6	6113 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(2)で算定した単位数の 90% 加算			
A6	6115 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の 80% 加算			

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A6	8001 通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 单位	定員超過の場合 × 70%	1,153	1月につき
A6	8002 通所型独自サービス1日割・定超			54 单位		38	1日につき
A6	8011 通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377 单位		2,364	1月につき
A6	8012 通所型独自サービス2日割・定超			111 单位		78	1日につき
A6	8003 通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 单位		265	1回につき
A6	8013 通所型独自サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 单位		272	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A6	9001 通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 单位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,153	1月につき
A6	9002 通所型独自サービス1日割・人欠			54 单位		38	1日につき
A6	9011 通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377 单位		2,364	1月につき
A6	9012 通所型独自サービス2日割・人欠			111 单位		78	1日につき
A6	9003 通所型独自サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 单位		265	1回につき
A6	9013 通所型独自サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 单位		272	

*合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

市町村が2パーセン目の単位数を設定する場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類 項目							
A6 1211	通所型独自サービス／21	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	1,647	1月につき	
A6 1212	通所型独自サービス／21日割			54 単位	54	1日につき	
A6 1221	通所型独自サービス／22		事業対象者・要支援2	3,377 単位	3,377	1月につき	
A6 1222	通所型独自サービス／22日割			111 単位	111	1日につき	
A6 1213	通所型独自サービス／21回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 単位	378	1回につき	
A6 1223	通所型独自サービス／22回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 単位	389	1回につき	
A6 6129	通所型独自サービス若年性認知症受け入れ加算／2	若年性認知症利用者受け入れ加算		240 単位加算	240	1月につき	
A6 6125	通所型独自サービス同一建物減算／21	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物 から利用する者に通所型サービス(独自)を行う 場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376		
A6 6126	通所型独自サービス同一建物減算／22		事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752		
A6 5020	通所型独自生活向上グループ活動加算／2	□ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100		
A6 5012	通所型独自サービス運動器機能向上加算／2	八 運動器機能向上加算		225 単位加算	225		
A6 5013	通所型独自サービス栄養改善加算／2	二 栄養改善加算		150 単位加算	150		
A6 5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算／2	ホ 口腔機能向上加算		150 単位加算	150		
A6 5016	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ／21	△ 選択的 サービス複 数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(I) 運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480		
A6 5017	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ／22		運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480		
A6 5018	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ／23		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480		
A6 5019	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ／2		(2) 選択的サービス複数実施加算(II) 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700		
A6 5015	通所型独自サービス事業所評価加算／2	ト 事業所評価加算		120 単位加算	120		
A6 6127	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／211	チ サービス提供体制 加算	(1) サービス提供体制 強化加算(I)イ 事業対象者・要支援1	72 単位加算	72		
A6 6128	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／212		事業対象者・要支援2	144 单位加算	144		
A6 6121	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／221		(2) サービス提供体制 強化加算(I)ロ 事業対象者・要支援1	48 单位加算	48		
A6 6122	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／222		事業対象者・要支援2	96 单位加算	96		
A6 6123	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ／21		(3) サービス提供体制 強化加算(II) 事業対象者・要支援1	24 单位加算	24		
A6 6124	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ／22		事業対象者・要支援2	48 单位加算	48		

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類 項目							
A6 8004	通所型独自サービス／21・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 单位		1,153	1月につき
A6 8005	通所型独自サービス／21日割・定超			54 单位		38	1日につき
A6 8014	通所型独自サービス／22・定超		事業対象者・要支援2	3,377 单位		2,364	1月につき
A6 8015	通所型独自サービス／22日割・定超			111 单位		78	1日につき
A6 8006	通所型独自サービス／21回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 单位		265	1回につき
A6 8016	通所型独自サービス／22回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 单位		272	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類 項目							
A6 9004	通所型独自サービス／21・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 单位		1,153	1月につき
A6 9005	通所型独自サービス／21日割・人欠			54 单位		38	1日につき
A6 9014	通所型独自サービス／22・人欠		事業対象者・要支援2	3,377 单位		2,364	1月につき
A6 9013	通所型独自サービス／22日割・人欠			111 单位		78	1日につき
A6 9006	通所型独自サービス／21回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 单位		265	1回につき
A6 9016	通所型独自サービス／22回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 单位		272	

*合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。なお、もつまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

市町村が3パターン目の単位数を設定する場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A6	1311 通所型独自サービス／31	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	1,647	1月につき
A6	1312 通所型独自サービス／31日割			54 単位	54	1日につき
A6	1321 通所型独自サービス／32		事業対象者・要支援2	3,377 単位	3,377	1月につき
A6	1322 通所型独自サービス／32日割			111 単位	111	1日につき
A6	1313 通所型独自サービス／31回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 単位	378	1回につき
A6	1323 通所型独自サービス／32回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 単位	389	
A6	6139 通所型独自サービス老年性認知症受入拘束／3	若年性認知症利用者入加算		240 単位加算	240	1月につき
A6	6135 通所型独自サービス同一建物減算／31	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	-376 単位減算	-376	
A6	6136 通所型独自サービス同一建物減算／32		事業対象者・要支援2	-752 単位減算	-752	
A6	5030 通所型独自生活向上グループ活動加算／3	□ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	
A6	5022 通所型独自サービス運動器機能向上加算／3	△ 運動器機能向上加算		225 单位加算	225	
A6	5023 通所型独自サービス栄養改善加算／3	二 栄養改善加算		150 单位加算	150	
A6	5024 通所型独自サービス口腔機能向上加算／3	△ 口腔機能向上加算		150 单位加算	150	
A6	5026 通所型独自複数サービス実施加算 I／31	△ 選択的 サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	480	単位加算
A6	5027 通所型独自複数サービス実施加算 I／32			運動器機能向上及び口腔機能向上	480	単位加算
A6	5028 通所型独自複数サービス実施加算 II／33			栄養改善及び口腔機能向上	480	単位加算
A6	5029 通所型独自複数サービス実施加算 II／3		(2) 選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700	単位加算
A6	5025 通所型独自サービス事業所評価加算／3	ト 事業所評価加算		120 単位加算	120	
A6	6137 通所型独自サービス提供体制加算 I／31	手 サービス提供体制 加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)イ	事業対象者・要支援1	72	単位加算
A6	6138 通所型独自サービス提供体制加算 I／32		(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ	事業対象者・要支援2	144	単位加算
A6	6131 通所型独自サービス提供体制加算 I／321		(3) サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1	48	単位加算
A6	6132 通所型独自サービス提供体制加算 I／322			事業対象者・要支援2	96	単位加算
A6	6133 通所型独自サービス提供体制加算 II／31			事業対象者・要支援1	24	単位加算
A6	6134 通所型独自サービス提供体制加算 II／32			事業対象者・要支援2	48	単位加算

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A6	8007 通所型独自サービス／31・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	1,153	1月につき
A6	8008 通所型独自サービス／31日割・定超			54 単位	38	1日につき
A6	8017 通所型独自サービス／32・定超		事業対象者・要支援2	3,377 单位	2,364	1月につき
A6	8018 通所型独自サービス／32日割・定超			111 单位	78	1日につき
A6	8009 通所型独自サービス／31回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 单位	265	1回につき
A6	8019 通所型独自サービス／32回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 单位	272	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A6	9007 通所型独自サービス／31・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	1,153	1月につき
A6	9008 通所型独自サービス／31日割・人欠			54 单位	38	1日につき
A6	9017 通所型独自サービス／32・人欠		事業対象者・要支援2	3,377 单位	2,364	1月につき
A6	9018 通所型独自サービス／32日割・人欠			111 单位	78	1日につき
A6	9009 通所型独自サービス／31回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 单位	265	1回につき
A6	9019 通所型独自サービス／32回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 单位	272	

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

市町村が4パターン目の単位数を設定する場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類 項目						
A6 1411	通所型独自サービス／41	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	1,647	1月につき
A6 1412	通所型独自サービス／41日割			54 単位	54	1日につき
A6 1421	通所型独自サービス／42		事業対象者・要支援2	3,377 単位	3,377	1月につき
A6 1422	通所型独自サービス／42日割			111 単位	111	1日につき
A6 1413	通所型独自サービス／41回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 単位	378	1回につき
A6 1423	通所型独自サービス／42回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 単位	389	1回につき
A6 6149	通所型独自サービス若年性認知症受入加算／4	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき
A6 6145	通所型独自サービス同一建物減算／41	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物 から利用する者に通所型サービス(独自)を行う 場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	
A6 6146	通所型独自サービス同一建物減算／42		事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752	
A6 5040	通所型独自生活向上グループ活動加算／4	□ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	
A6 5032	通所型独自サービス運動器機能向上加算／4	八 運動器機能向上加算		225 单位加算	225	
A6 5033	通所型独自サービス栄養改善加算／4	二 栄養改善加算		150 单位加算	150	
A6 5034	通所型独自サービス口腔機能向上加算／4	六 口腔機能向上加算		150 单位加算	150	
A6 5036	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ／41	△ 選択的 サービス複 数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480	
A6 5037	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ／42		運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A6 5038	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ／43		栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480	
A6 5039	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ／4		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 单位加算	700	
A6 5035	通所型独自サービス事業所評価加算／4	ト 事業所評価加算		120 单位加算	120	
A6 6147	通所型独自サービス提供体制加算！／411	予 サービス提供体制強化 加算	(1) サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)イ 事業対象者・要支援1	72 单位加算	72	
A6 6148	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／412		事業対象者・要支援2	144 单位加算	144	
A6 6141	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／421		(2) サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)ロ 事業対象者・要支援1	48 单位加算	48	
A6 6142	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／422		事業対象者・要支援2	96 单位加算	96	
A6 6143	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ／41		(3) サービス提供体制 強化加算(Ⅱ) 事業対象者・要支援1	24 单位加算	24	
A6 6144	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ／42		事業対象者・要支援2	48 单位加算	48	

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類 項目						
A6 8021	通所型独自サービス／41・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	1,153	1月につき
A6 8022	通所型独自サービス／41日割・定超			54 単位	38	1日につき
A6 8031	通所型独自サービス／42・定超		事業対象者・要支援2	3,377 单位	2,364	1月につき
A6 8032	通所型独自サービス／42日割・定超			111 单位	78	1日につき
A6 8023	通所型独自サービス／41回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 单位	265	1回につき
A6 8033	通所型独自サービス／42回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 单位	272	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類 項目						
A6 9021	通所型独自サービス／41・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	1,153	1月につき
A6 9022	通所型独自サービス／41日割・人欠			54 单位	38	1日につき
A6 9031	通所型独自サービス／42・人欠		事業対象者・要支援2	3,377 单位	2,364	1月につき
A6 9032	通所型独自サービス／42日割・人欠			111 单位	78	1日につき
A6 9023	通所型独自サービス／41回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 单位	265	1回につき
A6 9033	通所型独自サービス／42回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 单位	272	

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。なお、ひとつまで独自の単位数を定められるようサービスコードを定義する。

市町村が3パターン毎の単位数を設定する場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
A6 1511	通所型独自サービス／51	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 単位	1,647	1月につき
A6 1512	通所型独自サービス／51日割			54 単位	54	1日につき
A6 1521	通所型独自サービス／52		事業対象者・要支援2	3,377 単位	3,377	1月につき
A6 1522	通所型独自サービス／52日割			111 单位	111	1日につき
A6 1513	通所型独自サービス／51回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 单位	378	1回につき
A6 1523	通所型独自サービス／52回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 单位	389	1回につき
A6 6159	通所型独自サービス老年性認知症受入加算／5	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき
A6 6155	通所型独自サービス同一建物減算／51	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	
A6 6156	通所型独自サービス同一建物減算／52		事業対象者・要支援2	752 单位減算	-752	
A6 5050	通所型独自生活向上グループ活動加算／5	□ 生活機能向上グループ活動加算		100 单位加算	100	
A6 5042	通所型独自サービス運動機能向上加算／5	ハ 運動器機能向上加算		225 单位加算	225	
A6 5043	通所型独自サービス栄養改善加算／5	二 栄養改善加算		150 单位加算	150	
A6 5044	通所型独自サービス口腔機能向上加算／5	ホ 口腔機能向上加算		150 单位加算	150	
A6 5046	通所型独自複数サービス実施加算 I／51	△ 選択的 サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	480 单位加算	480
A6 5047	通所型独自複数サービス実施加算 I／52			運動器機能向上及び口腔機能向上	480 单位加算	480
A6 5048	通所型独自複数サービス実施加算 I／53			栄養改善及び口腔機能向上	480 单位加算	480
A6 5049	通所型独自複数サービス実施加算 II／5		(2) 選択的サービス複数実施実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 单位加算	700
A6 5045	通所型独自サービス事業所評価加算／5	ト 事業所評価加算			120 单位加算	120
A6 6157	通所型独自サービス提供体制加算 I／511	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)イ	事業対象者・要支援1	72 单位加算	72
A6 6158	通所型独自サービス提供体制加算 I／512		(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ	事業対象者・要支援2	144 单位加算	144
A6 6151	通所型独自サービス提供体制加算 I／521		(3) サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1	48 单位加算	48
A6 6152	通所型独自サービス提供体制加算 I／522			事業対象者・要支援2	96 单位加算	96
A6 6153	通所型独自サービス提供体制加算 II／51			事業対象者・要支援1	24 单位加算	24
A6 6154	通所型独自サービス提供体制加算 II／52			事業対象者・要支援2	48 单位加算	48

定員超過の場合

サービスコード 種類 项目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
A6 8024	通所型独自サービス／51・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 单位	定員超過の場合 × 70%	1,153 1月につき
A6 8025	通所型独自サービス／51日割・定超			54 单位		38 1日につき
A6 8034	通所型独自サービス／52・定超		事業対象者・要支援2	3,377 单位		2,364 1月につき
A6 8035	通所型独自サービス／52日割・定超			111 单位		78 1日につき
A6 8026	通所型独自サービス／51回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 单位		265 1回につき
A6 8036	通所型独自サービス／52回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 单位		272

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 项目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
A6 9024	通所型独自サービス／51・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647 单位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,153 1月につき
A6 9025	通所型独自サービス／51日割・人欠			54 单位		38 1日につき
A6 9034	通所型独自サービス／52・人欠		事業対象者・要支援2	3,377 单位		2,364 1月につき
A6 9035	通所型独自サービス／52日割・人欠			111 单位		78 1日につき
A6 9026	通所型独自サービス／51回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378 单位		265 1回につき
A6 9036	通所型独自サービス／52回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389 单位		272

*合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようサービスコードを定義する。

7 通所型サービス(独自／定率)サービスコード表(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A7 1001		事業対象者・要支援1・要支援2		
	{			
A7 1200				

8 通所型サービス(独自／定額)サービスコード表(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A8 1001		事業対象者・要支援1・要支援2		
	{			
A8 1200				

※網掛け部分については、市町村が規定する。サービスコードの下4桁は1001～1200にすること。

7 通所型サービス(独自／定率)サービスコード表(平成27年3月1日～)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A7 1001		事業対象者・要支援1・要支援2		
	{			
A7 1999				

8 通所型サービス(独自／定額)サービスコード表(平成27年3月1日～)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A8 1001		事業対象者・要支援1・要支援2		
	{			
A8 1999				

※網掛け部分については、市町村が規定する。サービスコードの下4桁は1001～1999にすること。

9 その他の生活支援サービス(配食／定率)サービスコード表(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目			
A9	1001	事業対象者・要支援1・要支援2		
	1200			分

10 その他の生活支援サービス(配食／定額)サービスコード表(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目			
AA	1001	事業対象者・要支援1・要支援2		
	1200			

11 その他の生活支援サービス(見守り／定率)サービスコード表(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目			
AB	1001	事業対象者・要支援1・要支援2		
	1200			

12 その他の生活支援サービス(見守り／定額)サービスコード表(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目			
AC	1001	事業対象者・要支援1・要支援2		
	1200			

13 その他の生活支援サービス(その他／定率)サービスコード表(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目			
AD	1001	事業対象者・要支援1・要支援2		
	1200			

14 その他の生活支援サービス(その他／定額)サービスコード表(平成27年4月1日～平成27年7月31日)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目			
AE	1001	事業対象者・要支援1・要支援2		
	1200			

※網掛け部分については、市町村が規定する。サービスコードの下4桁は1001～1200にすること。

9 その他の生活支援サービス(配食／定率)サービスコード表(平成27年8月1日～)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A9 1001		事業対象者・要支援1・要支援2		
A9 1999	△			

10 その他の生活支援サービス(配食／定額)サービスコード表(平成27年9月1日～)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
AA 1001		事業対象者・要支援1・要支援2		
AA 1999	△			

11 その他の生活支援サービス(見守り／定率)サービスコード表(平成27年8月1日～)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
AB 1001		事業対象者・要支援1・要支援2		
AB 1999	△			

12 その他の生活支援サービス(見守り／定額)サービスコード表(平成27年8月1日～)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
AC 1001		事業対象者・要支援1・要支援2		
AC 1999	△			

13 その他の生活支援サービス(その他／定率)サービスコード表(平成27年8月1日～)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
AD 1001		事業対象者・要支援1・要支援2		
AD 1999	△			

14 その他の生活支援サービス(その他／定額)サービスコード表(平成27年8月1日～)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
AE 1001		事業対象者・要支援1・要支援2		
AE 1999	△			

※網掛け部分については、市町村が規定する。サービスコードの下4桁は1001～1999にすること。

15 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード 種類	サービス内容略称 項目	算定項目			合成 単位数	算定 単位
AF 2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	要支援1・2	430 単位	430	1月につき
AF 4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算			300 単位加算	300
AF 6131	介護予防ケア小規模多機能連携加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算			300 単位加算	300

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。

○介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコードの件数(平成27年4月)

サービス種類	サービスコード 件数
A1 :訪問型サービス(みなし)	55
A2 :訪問型サービス(独自)	55
A3 :訪問型サービス(独自／定率)	200
A4 :訪問型サービス(独自／定額)	200
A5 :通所型サービス(みなし)	43
A6 :通所型サービス(独自)	43
A7 :通所型サービス(独自／定率)	200
A8 :通所型サービス(独自／定額)	200
A9 :その他生活支援サービス(配食／定率)	200
AA :その他生活支援サービス(配食／定額)	200
AB :その他生活支援サービス(見守り／定率)	200
AC :その他生活支援サービス(見守り／定額)	200
AD :その他生活支援サービス(その他／定率)	200
AE :その他生活支援サービス(その他／定額)	200
AF :介護予防ケアマネジメント	3
	2,199

○介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコードの件数(平成27年8月)

サービス種類	サービスコード 件数
A1 :訪問型サービス(みなし)	55
A2 :訪問型サービス(独自)	223
A3 :訪問型サービス(独自／定率)	999
A4 :訪問型サービス(独自／定額)	999
A5 :通所型サービス(みなし)	43
A6 :通所型サービス(独自)	187
A7 :通所型サービス(独自／定率)	999
A8 :通所型サービス(独自／定額)	999
A9 :その他生活支援サービス(配食／定率)	999
AA :その他生活支援サービス(配食／定額)	999
AB :その他生活支援サービス(見守り／定率)	999
AC :その他生活支援サービス(見守り／定額)	999
AD :その他生活支援サービス(その他／定率)	999
AE :その他生活支援サービス(その他／定額)	999
AF :介護予防ケアマネジメント	3
	10,501

IV-資料11

平成27年1月～サービス分～
(平成27年2月審査～)

サービス種類と適用可能公費の関係

サービス種類コード・名称	介護サービス	介護予防サービス														地域密着型サービス																	
		11:訪問介護	12:訪問看護	13:通所介護	14:通所看護	15:短期入所	16:短期入所生活介護	17:短期入所療養介護	18:特定施設入居者生活介護	19:特定施設入居者生活介護(短期利用)	20:特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	21:特定施設入居者生活介護(老健)	22:特定施設入居者生活介護(療養)	23:特定施設入居者生活介護(療養)	24:介護支援	25:介護支援看護	26:介護支援管理指導	27:介護支援管理指導(短期利用)	28:介護支援管理指導(短期利用以外)	29:介護支援管理指導(老健)	30:介護支援管理指導(老健)	31:介護支援管理指導(老健)	32:介護支援管理指導(老健)	33:介護支援管理指導(老健)	34:介護支援管理指導(老健)	35:介護支援管理指導(老健)	36:介護支援管理指導(老健)	37:介護支援管理指導(老健)	38:介護支援管理指導(老健)	39:介護支援管理指導(老健)			
適用優先順位	公費本人負担	95:-	-	-	-	-	-	-	*1	*1	C	-	-	-	*1	*1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	公費給付率	100:-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	平成27年1月以降、適用可能																																
	法別番号・公費路線																																
	1:10:感染症71条の2																																
	11:精神障害35																																
	2:21:自立通院																																
	3:15:自立更生																																
	4:19:原爆一般																																
	5:54:被病公費																																
	6:66:被認体験者																																
	7:51:特定疾患先天性血液凝固																																
	8:68:水腎病ナル水腫																																
	9:87:有癌ニキ																																
	10:66:石肺																																
	11:58:全額免除																																
	12:81:原発助成																																
	13:25:中国残留人等																																
	14:12:生活保護																																

*1 …サービス提供年月=平成14年4月以降は特別療養費のみ適用可能。それ以前は、食事費用を除く、介護費用を特定診療費の両方が可能。

*2 …平成17年4月より廃止。

*3 …特定診療費及び特別療養費について適用可能。

*4 …緊急救護費・所定疾患施設療養費のみ適用可能。

*5 …別紙の該当項目のみ適用可能。

*6 …平成19年4月より廃止。

*7 …平成20年7月より廃止。

*8 …特定疾患は公費本へ負担なし。先天性血管瘤は公費本へ負担あり。

平成27年4月サービス分～
(平成27年5月審査～)

サービス種類名変更

サービス種類と適用可能公費の関係

サービス種類コード・名称	介護サービス	介護予防サービス	地域密着型サービス	介護予防・日常生活支援総合事業											
				A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	A10	A11	A12
1 10:感染症3条の2	95-	-	-	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
1.1:被扶養子扶養料	100	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2:自立通院	100	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3:15:自立更生	100	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4:19:原爆一般	100	なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5:54:精神公費	100	なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6:86:被爆体験者	100	なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7:51:特定疾患・先天性血液凝固	100	あり *8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9:88:有機性アリル水銀	100	なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10:68:石綿	100	なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11:52:監査料	*7	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11.58:全額免除	100	なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12:81:原爆助成	100	なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13:25:中国残留人等	100	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14:12:生活保護	100	あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

*1 …サービス提供年月=平成14年4月以降は特別療養費も適用可能。それ以前は、食事費用を除く、介護料に特定期料が適用可能。

平成21年4月以後は特別療養費も適用可能。
*2 …平成17年4月より廃止。

*3 …特定療養費及び特別療養費について適用可能。
*4 …緊急時施設療養費、所定医療施設療養費のみ適用可能。

*5 …別紙の該当項目のみ適用可能。

*6 …平成15年4月より廃止。

*7 …平成20年7月より廃止。

*8 …特定疾患は公費本人負担なし。先天性血液凝固は公費本人負担あり。

平成27年4月以降、適用可能。
平成21年4月からサービス種類追加。連合会に請求できるのは平成21年7月
請求分からとなる。(資料 I-5参照)